

衆伊勢名字參候、

〔新撰長祿寛正記〕紀州當國牢人等、相語和州泉州近國之軍勢并惡黨等、○中御敵片岡名字者、其外數十人打捕之、

〔貞永式目抄〕名字ト云ハ、名乗ヲ云也、今武家ニハ、稱號在名ヲ名字ト云ヘリ、理ニカナハヌ事ナレドモ、誤ヲ以テ誤ニ就テ、云習ハセル事也、サレバ面ムキノ物ニハ、名字ヲカ、ズ、在名タル故也、一色ト云フハ、參川ノ一色ト云處ヨリ出タル也、細川ト云モ、參川ノ細川ヨリ出ル故也、二階堂ト云フハ、關東ニ二階堂ト云フ堂ノ傍ニ居ルニヨテ也、コレ皆稱號在名ヲ以テ、名字トハ、不ヘル也、

〔南留別志〕苗字といふ事は、室町家の比より起れり、鎌倉の代には、それ〴〵の住所に、エたがひて、和田ともいひ、三浦とも稱し、朝比奈ともなりのしを、太平記の比より、あらぬ國に住みながら、仁木細川佐々木などいひたり、是よりしておのづからに姓はかくれゆきたるなり、

〔玉勝間〕苗字

藤原源などは、世に同じ氏の人、數、エらすおほかれれば、その内を苗字して分ざれば、いとまぎらほしきまゝ、につねにその苗字をのみよびならひて、むねとなれる、これおのづから必エかるべきいきほひにして、今は此苗字を姓の如くなれりければ、姓のエられざらん人などは、苗字を正しく守るべきわざなりかし、さてこの苗字の苗字は、よしなきことなり、こはもと名字なりけむを、然書ては、名又あざなにまざる、故に、かきかへたる物なるべし、名字とか、むもあたれるには、あらざれども、中昔には、名をも、又姓と名とをつらねても、ひろく常に名字といひつれば、姓の小分をも同く、然いひならへりしなり、又今の人、おのが子のことをも、父の事をも、同苗といふ、これももと同名にて、同姓のよしなり、